

---

# 第1章. 計画の基本的な事項

---

## 第1節. 計画改定の趣旨と位置付け

### 1. 計画改定の趣旨

八尾市（以下「本市」という。）では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生や環境負荷の増大等に伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた循環型社会を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

本市では、平成15年（2003年）9月に「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定し、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度の導入、八尾市立リサイクルセンターの整備、家庭系ごみの8種分別・指定袋制の全市域実施等、循環型社会の構築に向けた取組を推進してきました。

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」は、平成24年（2012年）3月に改定（以下平成24年改定の計画を「前計画」という。）を行い、「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して～」を基本理念とし、「パートナーシップの構築」、「持続的に発展可能なシステムへの転換」、「循環型システムの構築」、「事業系ごみの減量・資源化施策の推進」、「家庭系ごみの減量・資源化施策の推進」、「安全・安心、安定的なごみ処理の推進」の6つの基本方針を定め、新たな取組として、平成25年（2013年）10月からは粗大ごみの有料化、平成28年（2016年）10月からは、新しい指定袋制度の実施等、家庭及び事業所から日常的に排出される、ごみの資源化と適正処理に努めてきました。

昨今、世界的な穀物価格高騰や約7億人の飢餓人口の中で、「食品ロス」が多量に発生している状況や、国において平成30年（2018年）4月に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も取り入れ、「経済」、「国土」等分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。

それらを踏まえ、平成30年（2018年）6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの中長期的な方向性が示されています。

あわせて、世界的に大きな問題となっている海洋プラスチック汚染について、今後の日本のビジョンを示すために、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、レジ袋有料化の義務化を含む、プラスチックの資源循環を総合的に推進する4つの戦略が定められています。

このような国の状況に加え、前計画の最終目標年度が令和2年度（2020年度）であることから、設

定した減量目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出量・処理量の将来予測等、循環型社会の実現に向けて一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改定を行いました。

## SDGs とは……

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、誰一人取り残さないとの誓いの下、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、令和 12 年（2030 年）を期限とする 17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（達成目標）と 232 のインディケーター（指標）の 3 層構造で構成されています。

先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。八尾市においても、市民・事業者・行政を含め、SDGs の達成に向けて取り組むことが望まれます。

廃棄物分野は SDGs に大きく関わっていますが、特に深く関連する内容としては、以下の項目が挙げられます。

- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- 廃棄物の適正処理と排出者の意識の向上
- 拡大生産者責任制度（EPR）の確立
- 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- 廃棄物循環利用のさらなる促進
- 災害廃棄物対策



## 2. 計画の位置付け

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下「本計画」という。）は、本市のまちづくりを進める上で指針となる「八尾市第6次総合計画」と環境部門の総合計画である「八尾市環境総合計画」のし尿・生活排水を除いた一般廃棄物部門について基本的施策を定めた計画です。また、法令や国、大阪府及び大阪広域環境施設組合の諸計画との整合性を図りながら、本市の廃棄物行政の今後の方向性を定めたものです。

なお、本計画は、長期的な視野に立った一般廃棄物（ごみ）処理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的にごみ処理を推進するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、策定するものです。

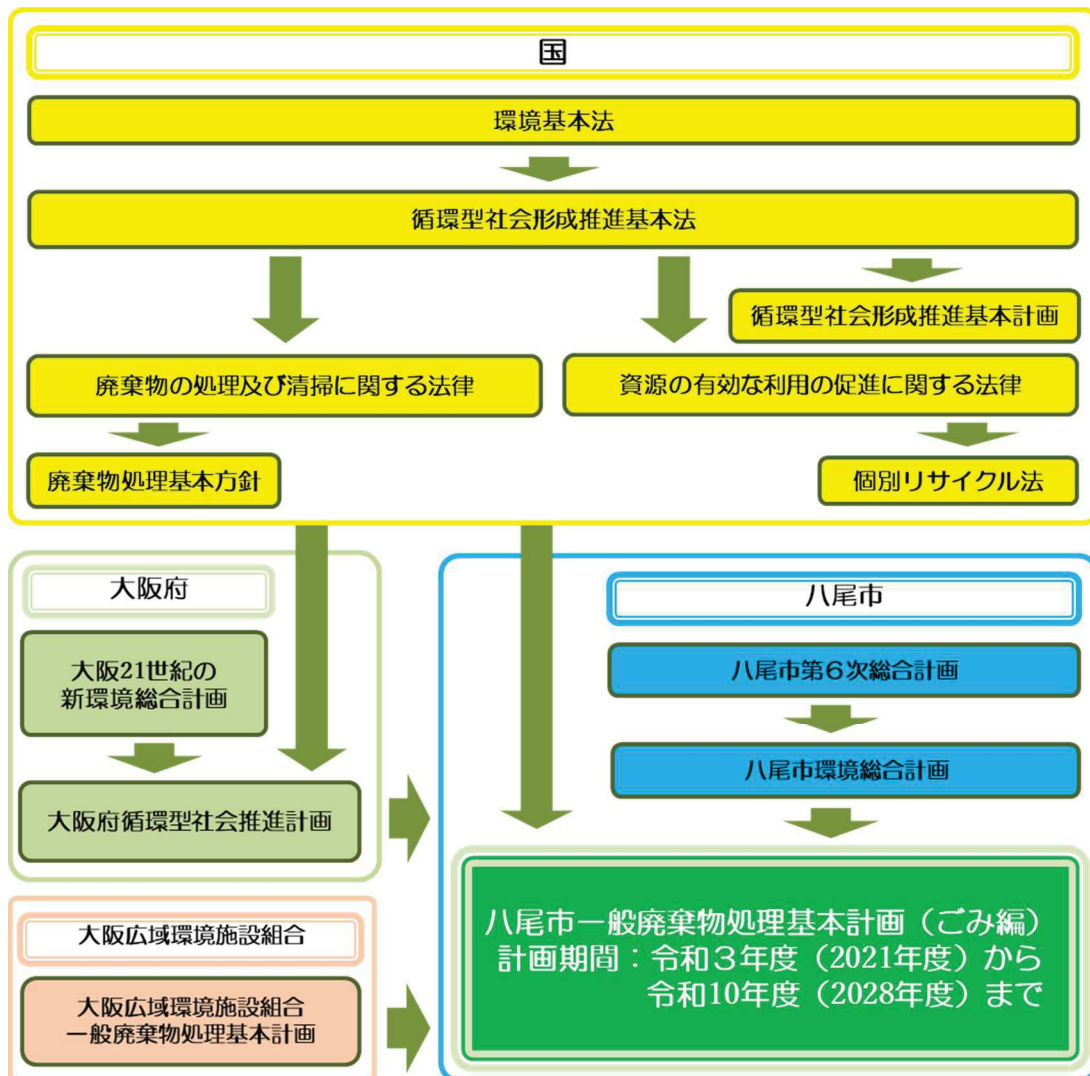


図1-1 計画の位置付け

### 3. 計画期間

本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、8年後の令和10年度（2028年度）を最終目標年度としています。令和6年度（2024年度）を本計画の中間目標とし、法改正や社会情勢の変化等、必要に応じて、計画の見直しを行います。



図1-2 計画の目標年度

### 4. 計画の対象廃棄物の範囲

本計画で対象とする廃棄物の範囲は一般廃棄物（ごみ）とします。

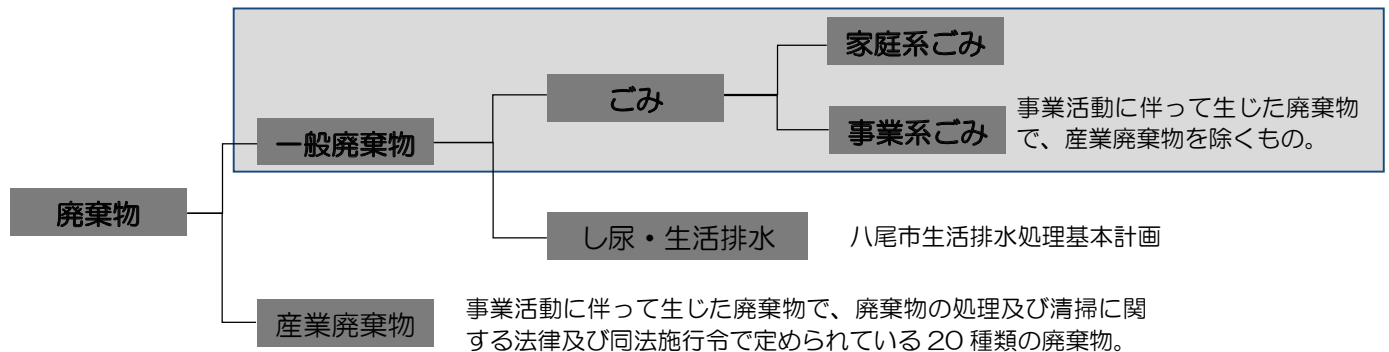


図1-3 廃棄物の区分

### 5. 想定人口

「八尾市第6次総合計画」では、令和10年度（2028年度）の人口を254,000人と令和元年度（2019年度）と比較して約12,000人減少すると想定していることから、本計画においても、以下のとおり推移していくこととします。

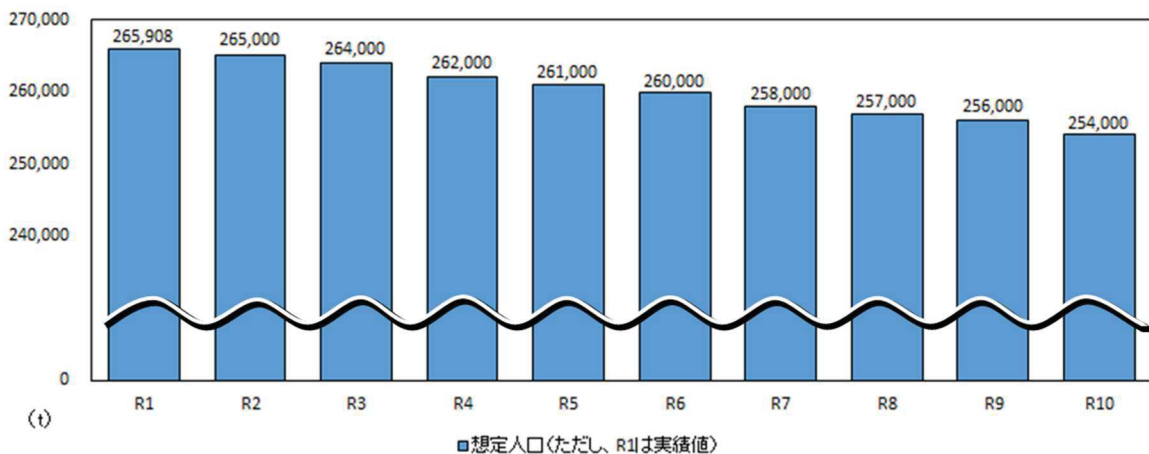


図1-4 想定人口

## 第2節. 市民・事業者・行政の役割

### 1. 市民・事業者・行政の役割

本計画の各施策は、八尾市第6次総合計画における「共創と共生の地域づくり」を推進する考え方をもとにして、市民・事業者・行政が、三位一体となり、協働して取組を推進していくとともに、それぞれの役割を認識し行動に移すことで、本市のごみの減量・資源化につなげ循環型社会の実現を目指します。

#### (1)市民の役割

- ・市民一人ひとりが排出者として自覚と責任を持ち、ごみをできるだけ出さない生活様式の確立を目指す必要があります。
- ・ごみの分別や集団回収への参加等、積極的にごみの減量・資源化に取り組むことが望めます。
- ・商品・サービスの購入時など、事業者とともに行うごみの減量に協力する必要があります。

#### (2)事業者の役割

- ・事業者は、事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理を行うとともに、ごみの減量・資源化に努め、環境への負荷が少ない事業活動を行っていくことが望めます。
- ・各従業員は、ごみに対する理解を深め、職場における適正処理を実践していくことが望めます。
- ・商品やサービスを通じて出てくるごみについて、利用者とともに削減をめざして工夫をすることが望めます。

#### (3)行政の役割

- ・市は、市民・事業者が、積極的にごみの減量・資源化に取り組めるよう、効率的かつ効果的な仕組みを構築します。
- ・環境への負荷を減らし、安全・安心、安定的なごみ処理体制を確保します。
- ・排出者として、事業者としての側面もあることから、職員一人ひとりが意識し、率先してごみの減量・資源化に取り組みます。



### 第3節. 計画の進行管理

#### 1. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各施策が適切に実施されているかチェックを行う等の進行管理を行うとともに、事業効果等を的確に評価できる体制づくりを進めます。

本計画の進行管理については、計画の策定（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮しながら実施します。

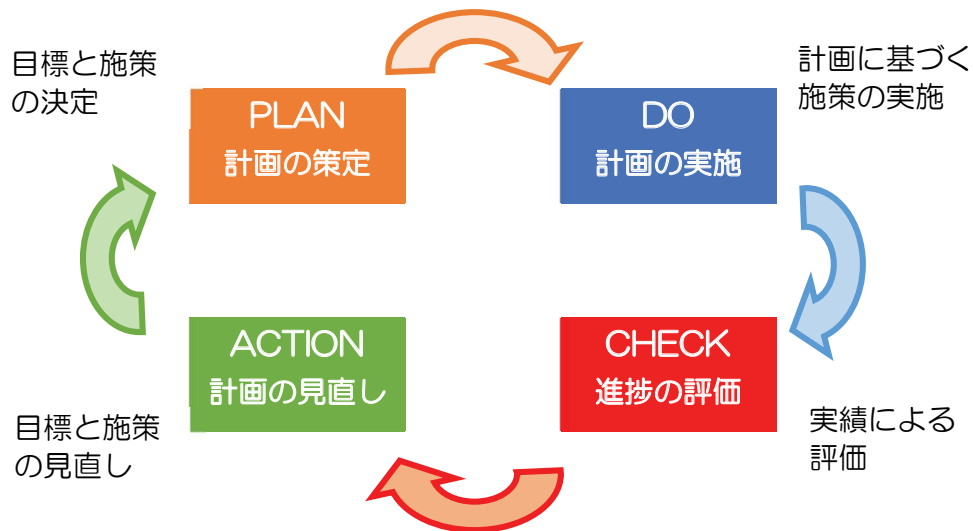


図1-5 進行管理の流れ

#### (1) 進行管理体制

本計画の施策の推進状況を管理し、施策の推進にあたります。

#### (2) 進行状況の評価及び公表

本計画の具体的な施策の実施状況や数値目標の達成状況等を定期的に評価し、課題をまとめ、評価結果を公表します。

#### (3) 次期計画への反映

評価した内容や課題については、次期計画へ反映し、改善します。

#### 2. 計画の実施

市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割を明確にし、福祉等の他の分野と統合的な取組を、計画的かつ継続的に推進します。